明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務二二）　一
○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件（財務二四）　三
〔官庁報告〕
法　務
判決（最高裁判所）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　六
裁判所
破産、免責関係　九
特殊法人等
独立行政法人国立高等専門学校機構平成二十六事業年度財務諸表、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録、個人型年金規約の一部を変更する規約、農業会議組織変更（長野県）関係　一〇三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一〇八
会社その他
会社決算公告　二二

告示

○総務省告示第二十二号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により夕張市から報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

平成二十八年一月二十五日

総務大臣　山本　早苗